

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年7月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第18号

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(利用許可の申請)

第1条 京都市男女共同参画センター条例（以下「条例」という。）第5条の規定により利用の許可を受けようとするものは、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

第2条第1項本文中「前条第1項」を「前条」に改め、同条第2項中「前条第2項の規定による」を「前項の規定にかかわらず、前条の規定によるフィットネスルームの部分利用の許可の」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「第1条第1項」を「第1条」に改め、「よる申請」の右に「（前条第2項に規定する申請を除く。）」を加え、「使用」を「利用」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用に係る料金の上限額」に改める。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用料」を「京都市男女共同参画センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第3号中「使用日」を「利用日」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第1 1の項中「使用する」を「利用する」に、「使用を」を「利用を」に改め、同表2の項中「使用する」を「利用する」に、「使用日」を「利用日」に改め、同表3の項中「使用する」を「利用する」に、「使用日」を「利用日」に改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考1中「使用料の額」を「利用料金の上限額」に、「使用時間」を「利用時間」に改め、同備考2中「の使用」を「の利用」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改める。

第1号様式から第4号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)